

平成21年度 国立大学法人愛媛大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

① 学士課程教育の成果に関する具体的目標の設定

- a. 「愛媛大学憲章」に謳う「学生中心の大学作り」を推進する。
- b. 「愛媛大学教育・学生支援機構」(以下、「教育機構」という。)と各学部の教育コーディネーターとの連携を強化し、入学時から共通教育を経て専門教育修了までの一貫した支援体制の構築を図る。

② 大学院課程教育の成果に関する具体的目標の設定

- a. 大学院生のリーダーシップ力養成のために、「後輩指導ハンドブック」を作成する。
- b. 各研究科において大学院教育の実質化を図るための取組を行う。

③ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

卒業予定者、卒業生及び企業からの声を教育の改善に反映させる。

④ 学生収容定員

各学部及び大学院において、専門職型の教育コースを開設する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

① アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

1) アドミッション・ポリシーの確立と入学者選抜の改善

- a. 各学部で改正したアドミッション・ポリシーと入学者選抜方法の適合性について点検評価する。
- b. アドミッションセンターと入試課において全学的な入試に関する広報効果の分析を行う。
- c. AO入試等による入学予定者に対する入学前予備教育の充実を図る。
- d. 各学部の特別選抜を見直し、AO入試の充実を図る。
- e. 編入学制度の質的充実を図る。

2) 高校サイドとの意思疎通

- a. 高大連携協力協議会、高校進学指導担当者との意見交換を高大連携、入学者選抜方法の改善に反映させる。
- b. 本学に対する理解を促進するために、オープンキャンパス等で本学を訪問した高校生に対するプログラムを充実させる。
- c. 附属高等学校との高大連携を促進する。

3) 社会人、留学生の受け入れ

- a. 「国際交流センター」を「国際連携推進機構」に改組し、海外教育研究機関との交流協定の締結・見直しを戦略的に実施するとともに、質の高い留学生受け入れのための条件整備を推進する。

- b. 単位化を含めた日本語教育プログラムの検討を推進するとともに、日本ビジネス教育、日本語教員養成に係るプログラムを充実させる。
- c. 「再チャレンジ支援」の視点から、リカレント、リフレッシュ教育を推進する。
- d. 学び直しを支援するために、本学卒業生優遇制度を広く周知する。

② 教育課程，教育方法，成績評価等に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程

1) カリキュラムの改善

- a. 初年次科目の再編により、ライフ・スキルに関する授業を全新生に提供する。
- b. 共通教育カリキュラムを初年次科目，教養科目，基礎科目の3区分に改め，各区分の教育目的に合った授業を提供する。
- c. 共通教育において「日本語ラーニング科目」のパイロット授業を開講し，平成22年度以降の本格実施に向けた準備を行う。
- d. 愛媛大学の英語教育の統一基準(Can-Doリスト)に基づき，シラバスの改善，教科書の改訂を行う。
- e. 在学期間を通じて継続的に英語力の向上が可能な副専攻型カリキュラムを試行する。
- f. 共通教育において，自然科学実験を組み込んだ体験型授業「科学リテラシー科目」を導入する。
- g. 共通教育において，チームワークラーニングを取り入れた授業を実施する。
- h. 各学部・学科のカリキュラムマップを作成し，公表する。
- i. 副専攻型科目など学部横断的な授業科目を体系的に開講する体制を整備する。
- j. 教職課程のディプロマ・ポリシーに基づき，学部横断型の教員養成システムを構築する。
- k. キャリア教育に関わる授業科目を充実させる。
- l. 学生の就業意識を高めるために社会人や卒業生によるキャリア支援を組織化する。
- m. 「大学コンソーシアムえひめ」の下で，大学間連携によるインターンシップのさらなる充実を図る。

2) シラバスの改善

新しい教務事務システムの導入に合わせて，シラバスの項目を細分化し各項目の記載内容を明確化する。

3) 少人数教育や対話型教育の推進

- a. 少人数学生参加型授業について，教授法等の改善に向けたFDを推進する。
- b. 各英語科目において，授業形態と授業内容にふさわしい教材と評価方法を開発する。
- c. 平成20年度導入の新TA制度の実施状況を調査し，その有効性を検証する。
- d. 共通教育において体験型授業「科学リテラシー科目」を導入する。

4) 情報化時代に即応する高度な教育手法の開発と実践

- a. 図書館利用ガイダンス及びオリエンテーションを実施するとともに，高度な情報検索技術に関する情報リテラシー教育の支援をさらに充実する。
- b. 総合情報メディアセンターを中心とした情報リテラシー教育を充実させ，e-Learningシステム等の評価・見直しを行い，全学利用システムへの最適化及び再構築を行う。
- c. LMS(Learning Management System)による教育を全学に広めるための管理・運用体制を

整備・強化して利便性の向上を図る。

5) 単位制の実質化

- a. 学生の授業時間外学習の実状を調査し、その効果を検証する。
- b. 全学の指針に基づき、各学部において履修単位の上限設定について検討する。

6) 成績評価基準

各授業科目において到達目標に対応した適正な成績評価を実施する。

7) 教育設計のための基礎資料

入学生に対するアンケートと高校での履修歴及び入学後の履修歴、卒業後の進路等を総合的に把握できる体制を確立する。

(ii) 大学院課程

1) カリキュラム編成と授業内容

- a. 平成20年度に導入した連携指導教員制度を活用して、研究科間の協力体制を強化する。
- b. コースワークの充実を通じて、高度職業人あるいは研究者として身につけておくべき基礎技能・知識を習得する機会を設ける。
- c. 理工学研究科及び農学研究科に、地域の産業界から要請の高い専門職型特別コースを開設する。

2) 授業形態、学習指導法等の教育方法

- a. 各研究科において、主・副指導教員による複数指導体制を検証し、改善を図る。
- b. 各研究科において、コースワークとリサーチワークを相互に高めあう仕組みを工夫する。

3) 成績評価

- a. 各授業科目において到達目標に対応した適正な成績評価を実施する。
- b. 学内他研究科及び他大学の教員による博士論文審査への参加事例を増やす。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

1) 教員組織の編成方策

- a. 全学に配置した教育コーディネーターの活動を支援するために、「教育改革促進事業」(愛大GP)をさらに充実させる。
- b. 教員採用公募において、女性教員の積極的な採用を推進する。
- c. 大学の自主的取組により、「上級研究員センター」に若手研究者を採用し、テニユア・トラック制度の導入を推進する。

2) 教育内容の検討を行うための組織体制

教育学生支援会議の審議に基づき、教育コーディネーターを中核に、カリキュラムの連携による教育資源の共有化を図る。

- 3) 教育支援者の配置方策
「今後のTA活用のありかたについて」に基づき、TAの効果的運用を図るとともに、TA研修会やTAワークショップを充実させる。
- ② 教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策
講義等に必要な施設・設備の整備・活用方策
- a. 改善計画の再検証を行うとともに，年次計画に沿って教育研究環境の改善を図る。
 - b. IT機器・視聴覚機器の整備状況について評価・見直しを行い，新規整備計画の策定を行う。
 - c. 引き続き学生用図書を整備充実させる。
- ③ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策
- 1) 自己点検・評価の実施と評価結果のフィードバック
教員活動実績データベースの管理・運用方針に基づき，教育研究活動等に関する個人データを全学的に蓄積する。
 - 2) 学生による授業評価等の実施方策
教育企画室による授業コンサルティング・サービスを学内に周知して，これを利用する教員数の増加を図る。
 - 3) 教育の成果に関する評価についての研究開発
各授業科目において到達目標に対応した適正な成績評価を実施する。
 - 4) 教員の教育能力の評価システムの確立と顕彰・処遇システムの整備
ティーチング・ポートフォリオ（教育業績記録）の導入に向けて，学内でメンターの育成を行う。
- ④ 教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策
教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDの実施体制の整備
- a. 教育コーディネーターを中心にして，授業の改善，カリキュラムの改善及び組織の整備・改革をさらに促進する。
 - b. 全学及び各学部において教育改善のためのシンポジウム，研修会をさらに充実させる。
- (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置
- ① 学修支援，生活相談，就職支援等に関する具体的方策
- a. 学生サービスステーション等と学生支援センターを中心に，学修支援，生活相談，キャリア支援等の学生支援機能の充実を図る。
 - b. 学生支援センター，総合健康センターと各学部の学生生活担当教員との連携により，学生への個別支援を強化する。
 - c. 学生支援センター教員と学部教員が連携して不適応学生の早期発見に努め，個別に支援する。
 - d. 身体に障害のある学生の受け入れに対応するため，障害者修学支援委員会，バリアフリー推進室及び支援ボランティアの3者の連携による支援の充実を図る。

- e. 人権侵害に関する研修会を定期的で開催し、教職員・学生の意識向上を図るとともに、指針等について適宜見直しを行い、人権侵害の防止と迅速な対応に努める。
- f. 各学部の相談窓口と「総合健康センター」、「学生支援センター」、「人権問題相談員連絡協議会」との連携により学生に対する精神的・心理的ケアを充実する。
- g. 全学的な自主学習スペースの利用状況及び学生の要望について調査を行う。
- h. 新しいキャリア教育の理念に基づいて、キャリア教育のコンテンツの充実を図るとともに、進路指導、就職支援に関する全学と各学部の連携を強化する。
- i. 従来の教職員向け研修会・講演会を継続するとともに、その内容の充実を図る。

② 社会人・留学生等に対する配慮など

- a. 留学生の一貫した指導体制を強化するとともに、帰国後のフォローアップを視野に入れ、留学生ネットワークの充実を図る。
- b. 留学生の住環境、生活環境及び就学環境の整備・改善を推進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

① 目指すべき研究の方向性

- a. 異分野間にまたがる基礎研究を推進するために、「研究推進ラボ」の機器を充実する。
- b. ステップアップ方式による育成を図るため、厳正な研究評価を基礎として、研究開発支援経費（COE育成支援研究、特別推進研究、萌芽的研究）の重点配分を行う。
- c. 「東アジア古代鉄文化研究センター」、「宇宙進化研究センター」の研究活動を推進するとともに、新たに設置する「プロテオ医学研究センター」を全学的に支援する。
- d. 「南予水産研究センター」を軸に、愛媛県、宇和島市及び愛南町と協力して、南予活性化を推進する。

② 大学として重点的に取り組む領域

- a. 「地域創成研究センター」、「防災情報研究センター」の研究プロジェクトを発展させ、学際的研究への展開を図る。
- b. グローバルCOEプログラム「化学物質の環境科学教育研究拠点」「先進的実験と理論による地球深部物質学拠点」形成を軸とする先端的研究の一層の充実を図る。
- c. 無細胞タンパク質合成技術を軸とした生命科学分野の「プロテオ医学研究」を推進する。
- d. 「沿岸環境科学研究センター」、「地球深部ダイナミクス研究センター」、「無細胞生命科学工学研究センター」の研究活動を一層推進する。

③ 成果の社会への還元に関する具体的方策

- a. 地方公共団体、地元企業等と連携して、懇談会、シンポジウム、公開講座等を開催し、研究成果の地域への還元を積極的に行う。
- b. 研究成果のホームページでの公表を全学的に充実させるとともに、研究成果報告会や新技術発表会等を開催する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

① 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- a. 学長裁量定員を確保し、先端研究センターを中心に研究者を戦略的に配置する。

- b. 先端的研究を推進するために、学長裁量経費による研究経費の財政支援を継続し、研究環境を整備する。
- c. 国内外派遣研究員制度による派遣及び国内外客員研究員の受け入れを促進する。
- d. 学術研究委員会と研究コーディネーターのイニシアティブにより、学術振興会特別研究員等への応募と受け入れを奨励し、アクティビティが高い若手研究者の育成を推進する。

② 研究資金の配分システムに関する具体的方策

研究のデュアルサポート体制（研究基盤経費と競争的研究経費）を維持するとともに、資金を投入した研究について研究実績の調査により、研究評価システムのさらなる充実を図る。

③ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- a. 施設マネジメント委員会において、施設有効活用方針及び施設有効活用整備計画を再検証するとともに、計画的に既存施設の有効活用を図るため、既存施設の再構築を推進する。
- b. 設備整備に関するマスタープランに基づき、設備の維持・更新を計画的に実施する。
- c. 総合科学研究支援センターの「研究推進ラボ」の機器を充実し、学内外の共同研究を推進する。
- d. 間接経費の投入による電子ジャーナルの共通経費化をさらに推進する。
- e. 次期整備計画に備えトライアル等により、電子ジャーナル及び二次情報データベースの導入希望の意向調査や現システムの利用状況等の情報収集を行う。

④ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- a. 優れた研究者等に対して、インセンティブとして学長又は学部長裁量経費により研究費の重点配分を推進する。
- b. 研究開発支援経費等による研究に関するシンポジウムを開催して、研究成果を学内外に広く公開し、社会的評価を受ける。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

① 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- a. 愛媛県、松山市、東温市、愛南町等と連携して、地域活性化に取り組む。
- b. サテライトを設置した四国中央市、今治市、宇和島市の政策形成に参画し、地域活性化に取り組む。
- c. 「防災情報研究センター」において、防災に関する国、地方公共団体、地域からの要望に広く対応するとともに、特に地域における防災教育や防災リーダーの育成に努める。
- d. 「地域創成研究センター」において、地域の文化資源等の発掘・保全・活用に関する研究調査を支援するとともに、「サテライト分室 mit」で開催する「まちなか大学」の内容を充実させる。
- e. 「生涯学習室」において、生涯学習に関する情報の一元化を行うとともに、生涯学習の充実を図る。
- f. 愛媛県及び各市町村誌料の収集と公開を推進する。
- g. 「総合科学研究支援センター」を中心に、地域社会と連携した研究を推進する。
- h. 情報発信・社会教育機能を持つ「愛媛大学ミュージアム」を開設する。

i. 地方公共団体、関連病院、企業、金融機関等との連携協定に基づき、一元的な地域支援情報ネットワークを充実させる。

② 産官学連携の推進に関する具体的方策

- a. 四国TLO等と連携し、産学連携に関する事業実施件数の増加に努める。
- b. 行政機関や企業等からの客員教授及び産官学連携職員の協力を得て、産官学の連携交流を推進する。

③ 他大学等との連携・支援に関する具体的方策

- a. 「大学コンソーシアムえひめ」の構成大学が連携して、「共同授業」、「日本語英語」、「インターンシップ」、「大学ガイダンス・セミナー」「FD/SD」等を実施する。
- b. 四国の国公立大学・短期大学・高等専門学校が参加する「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」（代表：愛媛大学）と連携して、汎用性のあるFD/SDプログラムを開発する。

④ 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- a. 「国際交流センター」を拡充改組する「国際連携推進機構」を発足させ、全学の国際化を強力に進める体制を整備し、国際交流事業を推進する。
- b. 国際連携推進機構の下に長期留学支援室を設置し、その整備・充実を図り、学生の国際的な学習機会の拡大を図る。
- c. 「多文化交流ゾーン」における多文化交流を促進する。
- d. 校友会（同窓会）の国内、海外支部活動の充実を図るための支援を行い、帰国後のフォローアップ体制の充実を図る。

⑤ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- a. 国際共同研究・調査を推進するための支援体制を充実・強化するとともに、実績の集積、成果報告会などの開催による国際研究活動の資源化・共有化を図る。
- b. 学術交流活動に関する情報収集を促進し、外国人研究者、技術者、職員の受け入れ体制、研修体制を全学的に支援する。
- c. 先端研究センターにおいて、任期付き教員、客員教授として外国人研究者を配置する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

① 管理運営体制の整備に関する具体的方策

薬剤部内の人材配置の適正化を検討し、業務の効率化とチーム医療を推進する。

② 医療サービスの向上に関する具体的方策

- a. 医学部附属病院自己点検・評価委員会において実施した自己点検・評価の結果を受け、中央診療施設等の機能改善に取り組む。
- b. アメニティ整備の検討結果を改修計画に反映し、実施に向けて取り組む。
- c. 外科系講座の再編、小児外科系病棟の設置、手術室の増床等の構想を踏まえ、評価項目を再検討する。

- ③ 経営の効率化に関する具体的方策
- a. 平成20年度の短期手術室の実績に基づいてさらなる効率の運用を検討し、手術室2室の増築整備計画を推進する（10室→12室）。
 - b. 小児外科病床（12床）、治験センター、人間ドック新設及び抗加齢センター移設計画を推進する。
 - c. 国際共同治験全国大会を松山市内において開催し、薬物動態試験を中心とした教育セミナーを実施する。
- ④ 教育・研修等の質的向上に関する具体的方策
- a. 学生の学習効果について作成した指標による成果の評価を行い、これまでの評価結果と合わせて臨床系実習のカリキュラム成果の検証、臨床系実習の新カリキュラムのためのシミュレーションセンター（仮称）の設置に関し、検討する。
 - b. 「新・総合臨床医コース」を開始する。
 - c. 看護基礎教育の新カリキュラムに基づき、看護部臨床実習指導要綱を見直し、コアスタッフの指導を充実する。
 - d. 薬学6年生実務実習について検討する。
 - e. 総合臨床研修センターと連携し、退職医師、離職医師のリフレッシュ教育体制の具体的な充実を図る。
- ⑤ 研究成果の診療への反映及び先端医療の導入に関する具体的方策
- ネットワーク医療機関を対象に臨床試験セミナーを開催する。
- (3) 附属学校に関する目標を達成するための措置
- ① 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策
- a. 附属教育実践センターと愛媛県教育研究協議会等との連携協力に基づき、実践的教育研究を推進する。
 - b. 学部及び附属教育実践センターと連携しながら、地域社会における拠点としての教育研究の一層の発信を行う。
- ② 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策
- 「入試制度検討委員会」において改訂・実施した入学試験・入学選考・入園選考について評価・検証を行う。
- ③ 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策など
- a. 愛媛県教育委員会と愛媛大学との人事交流を一層円滑に推進するための課題解決に取り組む。
 - b. 愛媛県教育委員会及び松山市教育委員会等、地域教育委員会との連携に基づいて、10年及び5年教職経験者研修及び各種教員研修に参画し、実践的研究・教育の充実を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策
研究拠点の形成と萌芽的研究の重点的育成を推進するため、戦略的な学内資源配分を行うとともに、研究実績を評価する。
- ② 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策
教員選考又は学内制度を活用して、学外の有識者・専門家を積極的に受け入れる。
- ③ 内部監査機能の充実にに関する具体的方策
これまでの活動を踏まえて監査体制を検証し、内部統制機能の強化について検討する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ① 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策
教育研究組織の在り方について検討する。
- ② 教育研究組織の見直しの方向性など
 - a. 大学の自主的取組により、「上級研究員センター」に若手研究者を採用し、テニユア・トラック制度の導入を推進する。
 - b. 中期目標期間の評価結果に基づき、教育研究の改善・向上に取り組む。
 - c. 各学部及び大学院において、専門職型の教育コースを開設する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ① 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策
新人事評価制度及び評価結果の処遇への反映方法について再検証を行うとともに、契約職員及び再雇用職員の評価を実施する。
- ② 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
平成20年度に実施した教員選考の基本方針及び選考手続き等の見直しに基づき、人事委員会において、教員人事について点検評価し、その適正化を図る。
- ③ 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策
 - a. 「愛媛大学教員選考に関する規程」及び「同実施細則」に基づき、教員の公募採用に努める。
 - b. 研究センターにおける任期付きポストの拡大を図る。
- ④ 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策
これまでの検討結果に基づき、職員の育児支援策として、学内保育施設の設置及び保育費用の一部援助について具体化する。
- ⑤ 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策
 - a. 「愛媛大学事務職員等選考採用実施方針」に基づき、高度な専門的知識を有する民間等経験者の採用を推進するとともに、採用した民間等経験者の評価を行う。

- b. 「職員人事・人材育成ビジョン」の効用を検証し、計画的な人材育成の向上に努める。
- c. 「職員人事・人材育成ビジョン」に基づき、資質向上のための研修プログラムを充実させるとともに、育成した学内講師による研修を実施する。
- d. 研究支援等に係る研修の充実を図るとともに、研究支援に関する外部研修等に積極的に参加させ、研究成果を研究支援に反映させる。
- e. 国、地方公共団体、企業等からの人材の受け入れを推進し、研究支援職員等を養成する。
- f. 引き続き民間等経験者の採用及び県、市等からの職員の受け入れ並びに他の国立大学法人等との人事交流を推進する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策
 - a. 法人化後に実施した、事務組織の再編及び事務系業務の改善及び合理化について検証し、改善を図る。
 - b. 戦略的大学連携推進事業により、四国地区の大学等と連携し、SDプログラムを開発する。
 - c. 業務・システム等に係る最適化計画の評価・見直しを行い、新規最適化計画の策定を行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ① 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策
 - a. 科学研究費補助金、各種助成金等の採択件数の増加を図るための取組について総合的評価を行う。
 - b. 2年間の成果を踏まえてインセンティブ制度の検証を行い、在り方について検討する。
 - c. 「社会連携推進機構」と「学術研究委員会」が協力して、外部資金の増加に努める。
- ② 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策など
 - a. 施設のさらなる有効利用等による増収策を検討する。
 - b. 「総合科学研究支援センター」を中心に、地域社会と連携した研究を推進し、学内の人的・物的・知的資源を有効に活用する。
 - c. 業務・経営内容を分析した指標に基づき、設定目標の達成に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ① 管理的経費の抑制に関する具体的方策など
 - a. 事務系職員の人件費削減計画に基づき、引き続き事務組織の改編及び業務の改善・合理化を推進する。
 - b. ペーパーレス化、廃棄物の減量化及びリサイクルについて、さらに徹底する。
 - c. 大学構成員の省エネルギーに対する意識を高め、省エネルギーの徹底を図る。また、電気量の節減成果に対するインセンティブを検証するとともに、エアコンの年次更新計画に基づき、計画的に整備する。
- ② 人件費に関する具体的方策
 - a. 教職員の定員削減計画に基づき、人件費の削減を実施する。

- 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策など
余裕金（寄附金及び寄附金以外）を資金運用計画に基づき、引き続き有効に運用する。
- IV 社会への説明責任に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
- ① 自己点検・評価の改善に関する具体的方策
不正使用防止体制の検証を行うとともに、さらなるルールの明確化と適正な運用に努める。
- ② 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策など
全学的な計画・評価体制において、中期目標期間の評価結果に基づき、大学運営の改善に取り組む。
- 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置
大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策など
- a. リニューアルしたホームページにおける最新情報の速報化に努めるとともに、国際広報室による外国人向けの情報発信について充実を図る。
- b. 受験生向け広報誌について全学的に整理・統合し、分かりやすい広報誌の充実を図る。
- c. メディア・ミックスの活用を推進するとともに、広報活動のデータ化を図る。
- d. 愛媛大学紹介DVDの内容に関するアンケート調査の分析結果を踏まえ、全面リニューアルを行う。
- V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
- 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置
- ① 施設等の整備に関する具体的方策
- a. 「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」の推進に努める。
- b. グランドデザインに基づき教育研究環境の改善を図る。
- c. 学生宿舍の改善整備を実施する。
- d. エネルギー管理標準の再検証を行うとともに、省エネルギー活動を効果的に推進し、施設整備計画においても、引き続き環境負荷の低減及び省エネルギー対策に努める。
- e. 環境配慮促進法に基づく環境報告書を作成する。
- ② 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策など
- a. 施設マネジメント委員会において、施設有効活用方針及び施設有効活用整備計画を再検証するとともに、計画的に既存施設の有効活用を図るため、既存施設の再構築を推進する。
- b. 定期点検報告書（建築基準法12条）に基づき作成した改善年次計画により、計画的に改善整備を実施する。
- c. キャンパスライフ支援施設（課外活動施設、屋内外体育施設、屋外環境等）の改善計画に基づき、計画的に改善整備を実施する。
- d. 構内トイレの環境改善を目指し、年次計画に基づく施設整備を推進する。

2 職場環境・修学環境に関する目標を達成するための措置

① 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- a. 衛生管理者等の有資格者を着実に増加させるとともに、有資格者については、講習会等への参加を通して資質向上を図る。
- b. 採用時及び就業時の安全衛生に関する特別教育の計画を再検証するとともに、職員への安全衛生教育及び啓発活動を定期的実施する。
- c. 各研究室等を定期点検し、安全な作業環境の確保に努める。
- d. 化学物質管理規程に基づき、各学部等の体制を整備し、化学物質管理システム等の活用を行い、化学物質の適正管理を強化する。

② 人権侵害の防止策

「愛媛大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害の防止等に関する指針」に基づき、教職員の人権侵害の防止に努めるとともに、人権侵害が発生した場合は迅速かつ厳正に対処する。

③ 学生等の安全確保等に関する具体的方策など

- a. 実験・実習等授業での安全教育を徹底するとともに、サークルリーダー研修等を通じて課外活動における安全教育を実施する。
- b. 入学時歓迎行事、共通教育の初年次科目において、精神衛生、生活習慣病等に関する啓発活動を効果的に行う。
- c. 講義棟、学生寮等での防火・防災・避難訓練を実施する。
- d. 法令に基づいた施設点検を実施し、学生等の安全を確保する。

④ 附属学校の安全管理体制に関する具体的方策

- a. 教職員に対する安全管理研修のさらなる充実を図る。
- b. 大学・学部及び各附属校園間の連携を取りながら、安全教育のさらなる充実を図る。
- c. 学校安全委員会を中心に、引き続き日常の安全点検を充実させ、校内の安全管理に努める。
- d. 幼児・児童・生徒の安全確保等のため、警察・消防署や地域・保護者との連携体制を強化する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

38億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

附属病院の基幹・環境整備及び病院特別医療機械設備整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・整備に関する計画

施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
	総額	
・(城北)耐震対策事業(繰越)	3,049	施設整備費補助金 (1,872)
・(樽味)耐震対策事業(繰越)		長期借入金 (1,177)
・(重信)耐震対策事業(繰越)		
・(医病)基幹・環境整備		
・病院特別医療機械整備		
・小規模改修		

(注1)金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

基本事項

未来に向けての多様な発展と運営の基盤強化等を目指し、大学機能の高度な展開を図るため、愛媛大学を構成する人材を人財ととらえ、その能力を最大限発揮できる効果的な人事システムの構築を図る。

1. 教員人事

全学的な観点から教育重点、研究重点等の役割分担を適切かつ弾力的に行う。

さらに、教員の総合的業績評価を実施して、人事の適正化と点検評価を厳正に行い、この評価に基づき給与等の待遇措置を含めて行う。

また、教員の流動化、教育研究を活性化するための任期制について拡充を図る。

2. 事務系職員

組織と職員の双方の専門化を基本に、法人経営と教育研究支援、学生支援の充実を図る。

そのため、組織の不断の見直し、人事制度の改革等を実施する。

(参考1) 平成21年度の常勤職員数 2,130 人

また、任期付職員数の見込みを 236 人とする。

(参考) 平成21年度の人件費総額見込み 17,817百万円 (退職手当は除く。)

1. 予算

平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	14,095
施設整備費補助金	1,872
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	701
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	16,839
授業料、入学金及び検定料収入	5,476
附属病院収入	11,255
財産処分収入	0
雑収入	107
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,951
引当金取崩	0
長期借入金収入	1,177
貸付回収金	0
承継剰余金	21
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	2,713
計	39,370
支出	
業務費	29,540
教育研究経費	17,937
診療経費	11,603
一般管理費	2,740
施設整備費	3,049
船舶建造費	0
補助金等	701
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,951
貸付金	0
長期借入金償還金	1,820
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	39,801

「運営費交付金」のうち、平成21年度当初予算額14,094百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額2百万円

「施設整備費補助金」のうち、平成21年度当初予算額47百万円、前年度よりの繰越額1,825百万円

〔人件費の見積り〕

期間中総額 17,817百万円を支出する(退職手当は除く)。

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 13,777百万円)

注)「産学連携等研究収入及び寄附金等収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額218百万円

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	34,189
經常費用	34,189
業務費	29,949
教育研究経費	3,795
診療経費	5,800
受託研究経費等	643
役員人件費	131
教員人件費	11,925
職員人件費	7,654
一般管理費	1,511
財務費用	350
雑損	0
減価償却費	2,378
臨時損失	0
収入の部	33,316
經常収益	33,316
運営費交付金	13,236
授業料収益	4,638
入学金収益	684
検定料収益	154
附属病院収益	11,255
受託研究等収益	643
補助金等収益	411
寄附金収益	861
財務収益	43
雑益	558
資産見返運営費交付金等戻入	390
資産見返補助金等戻入	128
資産見返寄附金戻入	261
資産見返物品受贈額戻入	53
臨時利益	0
純利益	-872
目的積立金取崩益	907
総利益	35

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	42,102
業務活動による支出	31,459
投資活動による支出	6,508
財務活動による支出	1,834
翌年度への繰越金	2,301
資金収入	42,102
業務活動による収入	33,606
運営費交付金による収入	14,094
授業料・入学金及び検定料による収入	5,476
附属病院収入	11,255
受託研究等収入	643
補助金等収入	701
寄附金収入	928
その他の収入	509
投資活動による収入	1,914
施設費による収入	1,872
その他の収入	43
財務活動による収入	1,177
前年度よりの繰越金	5,404

法 文 学 部	総合政策学科	1, 430人
	【うち昼間主コース	1, 070人】
	【うち夜間主コース	360人】
	人 文 学 科	690人
	【うち昼間主コース	470人】
	【うち夜間主コース	220人】
教 育 学 部	学校教育教員養成課程	400人
	特別支援教育教員養成課程	40人
	総合人間形成課程	120人
	スポーツ健康科学課程	40人
	芸術文化課程	100人
	障害児教育教員養成課程（※）	40人
	生活健康課程（※）	80人
	情報文化課程（※）	60人
理 学 部	数 学 科	200人
	物 理 学 科	200人
	化 学 科	208人
	生 物 学 科	172人
	地 球 科 学 科	120人
医 学 部	医 学 科	570人
	看 護 学 科	260人
工 学 部	機 械 工 学 科	360人
	電 気 電 子 工 学 科	320人
	環 境 建 設 工 学 科	360人
	機 能 材 料 工 学 科	280人
	応 用 化 学 科	360人
	情 報 工 学 科	320人
	学科共通（3年次編入）	20人
農 学 部	生物資源学科	700人

法文学研究科	総合法政策	【修士課程】	30人
	人文学	【修士課程】	20人
教育学研究科	学校教育	【修士課程】	10人
	特別支援教育	【修士課程】	16人
	教科教育	【修士課程】	60人
	学校臨床心理	【修士課程】	18人
医学系研究科	医学	【博士課程】	120人
	看護学	【修士課程】	32人
理工学研究科	生産環境工学	【修士課程】	120人
	物質生命工学	【修士課程】	114人
	電子情報工学	【修士課程】	114人
	数理物質科学	【修士課程】	80人
	環境機能科学	【修士課程】	52人
	生産環境工学	【博士課程】	18人
	物質生命工学	【博士課程】	15人
	電子情報工学	【博士課程】	12人
	数理物質科学	【博士課程】	12人
	環境機能科学	【博士課程】	12人
農学研究科	生物資源学	【修士課程】	144人
連合農学研究科	生物資源生産学	【博士課程】	27人
	生物資源利用学	【博士課程】	12人
	生物環境保全学	【博士課程】	12人
教育学部附属小学校			720人
		学級数	18クラス
教育学部附属中学校			480人
		学級数	12クラス
教育学部附属特別支援学校			60人
		学級数	9クラス
教育学部附属幼稚園			160人
		学級数	5クラス
愛媛大学附属高等学校			240人
		学級数	6クラス
農学部附属農業高等学校 (※)			120人
		学級数	4クラス

※の学科及び専攻については、募集停止

年度計画(予算、収支計画)における収支又は損益の不均衡について

1. 予算計画における収支不均衡について

不均衡理由

予算計画における収支不均衡については、17年度決算における剰余金繰越承認対象外の、主に附属病院固定資産の減価償却費相当の現金を財源として執行することにより、当該年度の支出超過となるものである。

収支差額(その他) △ 431 百万円

2. 収支計画における損益不均衡について

不均衡理由

収支計画における損益不均衡については、附属病院等における償却資産の減価償却費見合いの現金による費用支出増及び資産計上見込額、附属病院借入金の元金償還分見込額並びに資金運用による有価証券利息の収益増によるものである。
以下、詳細については別表のとおりである。

単位：百万円

損益差額事項	損益差額
附属病院資産の減価償却費見込額	△ 1,515
間接経費等を財源として購入した資産の減価償却費見込額	△ 31
附属病院資産の資産計上見込額	485
附属病院借入金に関わる元金償還見込額	1,484
資金運用による有価証券利息等見込額	43
減価償却費見合いの現金による費用支出見込額	△ 431
計	35